

伊丹市子育てサークル支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において就学前児童を子育てしている保護者で組織し、親子で活動している子育てサークル団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において伊丹市子育てサークル支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、団体の育成を支援し、もって保護者の子育てに関する様々な不安を解消し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、主に就学前の児童を持つ保護者で構成される団体で、自主的な活動を行ない、次に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

- (1) 年間を通して計画的に活動を行う団体であること。
- (2) 団体は概ね10人以上で構成され、団体構成員の3分の2以上が市内在住であること。
- (3) サークル活動が宗教および政治活動又は営利事業でないこと。
- (4) 市からその他の補助金を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となるサークル活動は、地域で子育てを支援する事業で次のとおりとする。

- (1) 育児の支え合い及び育児不安の解消を目的として実施される育児に関する情報交換会
- (2) 児童の健全育成を目的として実施される行事、学習会

2 当該事業を行なう団体は、広く当該地域の親子に参加を呼びかけるよう努めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 講師謝金、消耗品購入費、印刷製本費、会場使用料等で市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1サークルにつき年額2万円を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、事業実施計画書・収支予算書・会員名簿・団体規約その他市長が必要と認める書類を添付し申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、子育てサークル支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申

請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 市長は、補助金の交付決定通知を受けた団体の代表者に対し、補助対象事業の完了後に補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定通知を受けた団体の代表者から補助対象事業の完了前に補助金交付の求めがあった場合は、交付決定額の2分の1（1円未満の端数切捨て）を前払いとして交付するものとする。残額については、補助対象事業の完了後に交付するものとする。

(事業実績報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた団体の代表者は、助成の対象となる年度が終了したときは、事業終了後30日以内に、実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該事業の実施状況の確認を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定団体の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の確定通知を受けた団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、交付決定通知書を受けたときに、交付決定額の2分の1（1円未満の端数切捨て）を、補助金請求書により請求できるものとする。

3 交付決定額のうち、前項の請求をした金額を除いた残額については、補助金確定通知書を受けたときに、補助金請求書により請求するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずる事ができる。

(1) 第2条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたとき。

(3) 実績金額が第11条第2項の規定により交付された金額を下回るとき。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以後に行なわれた対象事業について適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。